

## 外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)に関するお客様へのお願い

2010年3月、米国においてFATCA（ファトカ）が制定されました。FATCAとは、米国納税義務者が、米国以外の金融機関の口座を利用し、米国の税金を逃れることを防止するために制定されたものです。

FATCAは米国以外の金融機関も影響を受けるため、日米当局は、FATCAが日本の国内法に抵触することなく円滑に実施されるよう相互に協力することを目的として、「国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明」（以下、「声明」といいます。）を発表しました。

FATCA及び声明の中では、日本国内の金融機関が実施すべき手続き（以下、「FATCA確認」といいます。）が示されており、当社においても2014年7月からFATCA及び声明に対応するため、当社に口座の開設をご希望のお客様又は既に口座をお持ちのお客様が、米国の納税義務者等（以下、「特定米国人等」といいます。）に該当するか否かを確認するため、書面等によりお客様ご自身にご申告いただく場合や必要書類のご提示又はご提出をいただく場合があります。

当社より個別にお願いをさせていただきました際には、お手数をおかけしますが、何卒、ご理解及びご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 米国税務当局への報告対象となるお客様

### 個人のお客様

以下のいずれかに該当する特定米国人が報告対象となります。

1. 米国籍保有者（米国市民）
  2. 米国内国歳入法に基づく非米国籍の米国居住者
    - ① 米国永住権（グリーンカード所有者）
    - ② その他居住権所有者（※）
- ※ 確認手続きにご協力いただけない等の場合であっても、日本の税務当局から米国の税務当局に対し、口座情報等が提供される場合があります。

◆ FATCA（ファトカ）とは

2010年3月に米国において「外国口座税務コンプライアンス法(Foreign Account Tax Compliance Act)」が制定されました。この制度は、米国人や米国法人による米国外の金融機関を利用した租税回避、資産隠し行為を防止する目的で、米国外の金融機関に対し、お客様が所定の米国人（米国納税義務者）であるかの確認及び報告を求める制度です。これにより日本国内の金融機関は、お客様が所定の米国人（米国納税義務者）に該当するかの確認をし、該当する場合、米国財務当局にお客様情報（※）を提供する対応が必要となりました。

※ お客様情報とは、(氏名／名称、住所／所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)となります。

◆ 報告対象者

当社は、外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として、以下の(1)、(2)に該当する場合（該当する可能性がある当社が判断する場合があります。）とします。

- (1) 米国における課税対象となるお客様（米国籍、米国グリーンカード保有者等）、法人又はその他の組織
- (2) 米国における課税対象となるお客様が、実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織

◆ 新規口座開設

2014年7月以降、お客様が新規口座開設（個人・法人）をお申込みされた際にご確認いただく取引時確認事項「自己宣誓欄」にて該当する（該当する可能性がある当社が判断する場合があります。）ことが確認された場合、当社より送付致します「納税者番号報告書兼IRS報告同意書」のご提出が必要となります。なお、万一ご提出にご協力いただけない場合は、口座開設できないことをご了承ください。

◆ 既に当社で口座をお持ちのお客様

当社では、全てのお客様に関する情報の確認を行っております。当社が保有しているお客様情報の中にお客様が米国人等に該当する場合、もしくは可能性を示唆する情報が含まれており、当社から案内や通知が有る場合、「納税者番号報告書兼IRS報告同意書」等のご提出が必要となります。また、今後、該当者となった場合は、当社までご連絡をお願い申し上げます。

2021年8月1日  
フジトミ証券株式会社